

加工食品の原料原産地表示に関する食品表示基準が施行に

2017 年 3 月 22 日に消費者庁から諮問された加工食品の原料原産地に関する食品表示基準案は、同委員会の食品表示部会(以下「部会」)において 5 回にわたり審議され、その結果 6 月 10 日内閣総理大臣に対して、一部修正及び条件付きで答申されました。審議時間は、6 月と 12 月の部会を含め、約 18 時間となっています。

ところで、消費者委員会に先立ち、農林水産省・消費者庁共催による「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」(以下「検討会」)が設置され、第 1 回(平成 28 年 1 月 19 日)～第 12 回(平成 28 年 11 月 2 日)の前後 12 回延べ約 22 時間の検討がなされました。上記の諮問された基準案は平成 28 年 11 月 29 日に公表された検討会の「中間取りまとめ」に基づいています。筆者は、唯一検討会及び部会の両委員として関わってきた立場から、答申に至った経緯について、以下説明させていただきます。

なお、部会の議論の参考にするため、諮問直後に約 1 か月間にわたり、基準案に対するパブリックコメントを収集しました。部会の 6 月以降の審議はこれらパブリックコメントの結果も合わせてなされてきました。

1「中間取りまとめ」を踏まえた基準案における具体的な主な改正点

以下は、諮問された段階での主な内容で、最終的に答申された内容である。

＜表示義務対象＞

- ◎ 義務表示の対象となる加工食品[基準第3条第2 項]→全ての加工食品(輸入品を除く。)
- ◎ 義務表示の対象となる原材料[基準第3条第2項] 原則として製品に占める重量割合上位 1 位の原材料
- ◎ 従来義務対象となっていた 22 食品群と4品目は現行どおり。[別表第 15]

＜対象から除くもの＞

◎表示を要しないもの

- ・加工食品につき設備を設けて飲食させる場合(外食)[基準第1条]
- ・容器包装に入れずに販売する場合[基準第3条]
- ・食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合(インストア加工)[基準第5条]
- ・不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合[基準第5条]
- ・他法令により表示を行っている場合[基準第3条]

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(平成 21 年法律第 26 号)

「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」(昭和 28 年法律第7号)

◎表示を省略することができるもの

・容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm²以下の場合〔基準第3条〕

＜表示方法＞

- ◎ 従来の国別重量順表示を原則としつつ、これが困難な場合には、可能性表示や大括り表示を行うことができる。〔基準第3条第2項表1の五〕
- ◎ 対象原材料が中間加工原材料である場合、原則として、製造地表示を行う。当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の産地が判明している場合には、製造地に代えて当該原材料の名称とともにその産地を表示することができる。〔基準第3条第2項表1の二〕
- ◎ 22 食品群と4品目は現行どおり。〔基準第3条第2項表1の一及び2から5まで〕

＜新たな表示ルールの追加＞

- ①対象原材料の産地について、現行ルールと同様に、国別に重量の割合の高いものから順に国名を表示する「国別重量順表示」を原則とする。〔基準第3条第2項表1の一〕
- ②対象原材料が加工食品の場合、中間加工原材料の「製造地」を表示する。〔基準第3条第2項表1の二〕
- ③原産国が3か国以上ある場合は、現行ルールと同様、3か国目以降を「その他」と表示することができる。〔基準第3条第2項表1の四〕
- ④「国別重量順表示」が難しい場合には、一定の条件の下で、「可能性表示」「大括り表示」の表示を認める。〔基準第3条第2項表1の五〕

＜例外表示＞

—可能性表示(審議の途中から「又は表示」と表現することに変更)基準—

「可能性表示(「又は表示」)」とは、使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法であり、過去の取扱い実績等に基づき表示されるものである。

〔認める要件〕

一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「可能性表示(「又は表示」)」を用いることができることとする。

〔誤認防止〕

可能性表示(「又は表示」)をする場合は、一定期間における使用実績又は使用計画における対象原材に占める重量の割合（一定期間使用割合）の高いものから順に表示した旨の表示の付（誤認防止）と根拠書類の保管を条件とすることとする。

—大括り表示—

「大括り表示」とは、3以上の外国の産地表示を「輸入」と括って表示する方法である。なお、輸入品と国産を混合して使用する場合には、輸入品と国産との間で、重量の割合の高いものから

順に表示するものとする。

〔認める条件〕

一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「大括り表示」を用いることができることとする。大括り表示をする場合は、根拠書類の保管を条件とすることとする。

—大括り表示＋可能性表示(「又は表示」)—

「大括り表示＋可能性表示(「又は表示」)」とは、過去の実績等に基づき、3以上の外国の産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に、「又は」でつないで表示する方法である。

＜認める条件＞

一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、大括り表示のみでは表示が困難な場合には、「大括り表示＋可能性表示(「又は表示」)」を用いることができることとする。

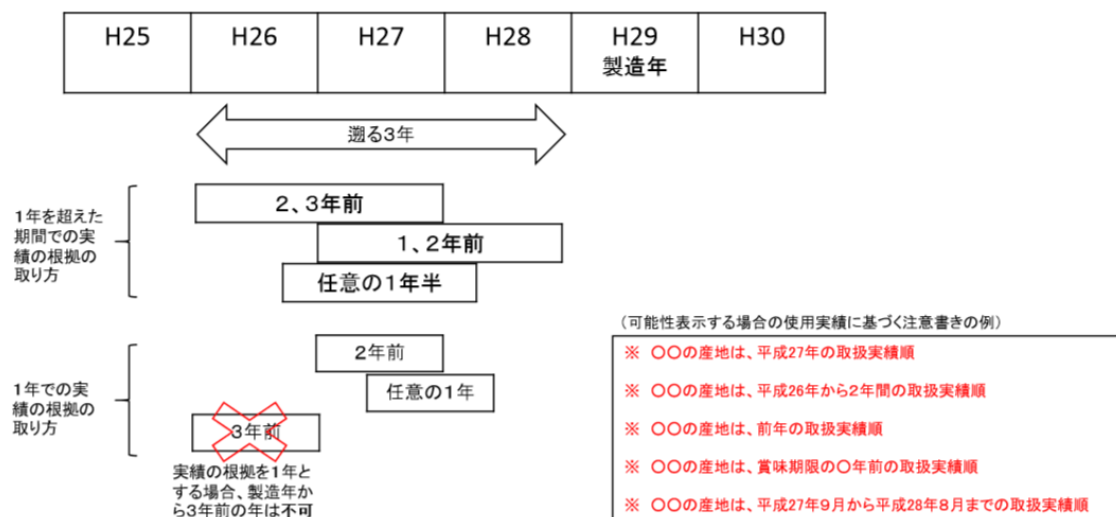
＜誤認防止＞

「大括り表示＋可能性表示(「又は表示」)」をする場合は、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示の付記(誤認防止)と根拠書類の保管を条件とすることとする。

＜例外表示の誤認防止措置として求められる「産地別使用実績」の要件＞

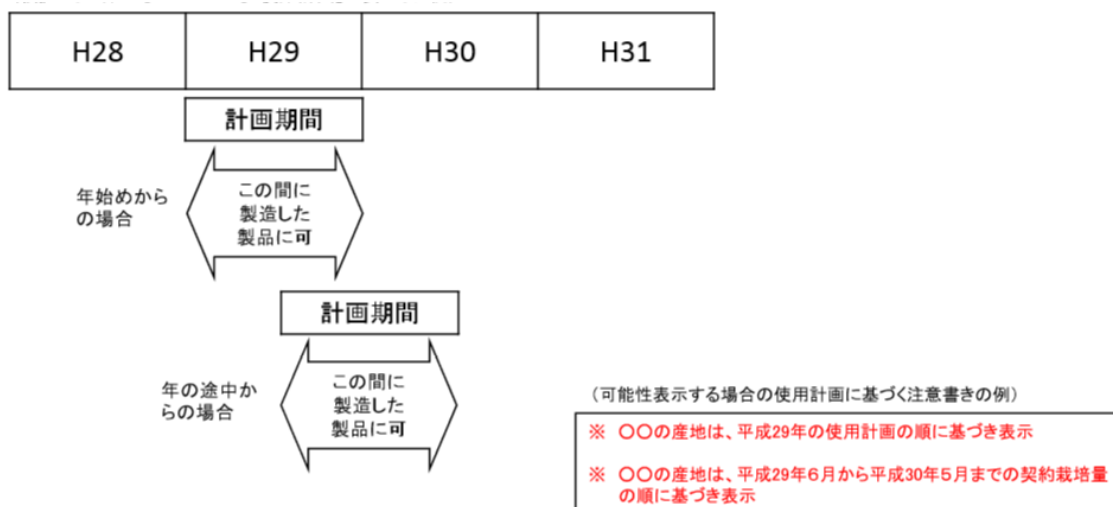
① 過去一定期間における産地別使用実績(可能性表示及び大括り表示関係)

製造年から遡って3年以内の中で1年以上の実績。ただし、実績の根拠を1年とする場合、製造年から3年前は不可(審議の結果可となった)。



② 今後一定期間における産地別使用計画(可能性表示及び大括り表示関係)

当該計画に基づく製造の開始日から1年以内の予定。



③ 重量順位の変動等(可能性表示(「又は表示」)及び大括り表示関係)

過去の実績や合理的な使用計画に基づき、事業者が定めた1年で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みのある場合。

—製造地表示—

対象原材料が中間加工原材料である場合は、原則として、当該中間加工原材料の製造地を「○○製造」と表示することとする。ただし、中間加工原材料である対象原材料の生鮮原料の原産地が判明している場合には、「○○製造」の表示に代えて、当該原材料名とともにその原産地を表示することができることとする。

<誤認防止策>

使用割合が極めて少ない対象原材料の原産地についての誤認を防止するための措置として、一定期間における使用割合が5%未満である対象原材料の原産地について、当該原産地の後に括弧を付して、一定期間における使用割合が5%未満である旨表示する。

<表示例>

<国別重量順表示>

名 称	小麦粉
原 材 料 名	小麦
原料原産地名	アメリカ、カナダ、国産、オーストラリア

<可能性表示>(取扱実績でみると、国産、オーストラリア産が5%未満の場合)

名 称	小麦粉
原 材 料 名	小麦
原料原産地名	アメリカ又はカナダ又は国産(5%未満)又はオーストラリア(5%未満)

※ 小麦の産地等は、平成○年の取扱実績

<大括り表示+可能性表示>

名 称	小麦粉
原 材 料 名	小麦
原料原産地名	国産又は輸入(5%未満)

※ 小麦の産地等は、平成○年の取扱実績

<おにぎりののり>

別表第 15 に追加 おにぎりにあつては、のりの名称の次に括弧を付して、当該のりの原料となる原藻の原産地について国別重量順に表示する。

<表示例>

<おにぎりののりの表示例>

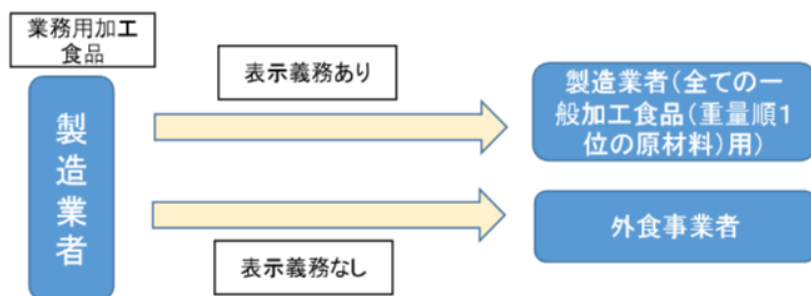
名	称	おにぎり
原 材 料 名	ご飯（米（国産））、鮭、のり、食塩	
原料原産地名	国産（米、のり）	

(原材料名の次に括弧を付して表示した例)

名	称	おにぎり
原 材 料 名	ご飯（米（国産））、鮭、のり（国産）、食塩	

<業務用加工食品への対応>

現行基準に加え、一般加工食品の用に供する業務用加工食品であつて、当該一般加工食品の対象原材料となるものに表示義務（一般加工食品の製造業者が、対象原材料の原料の産地を表示する場合に、業務用加工食品の製造業者が当該原料の産地の情報を提供した場合には、この限りではない。）現行基準で表示義務がある加工食品に、おにぎりののり、一般加工食品用の小分け原料となる加工食品を追加。



<経過措置期間>

- 経過措置期間としては、食品表示基準の経過措置期間と同様、平成 32 年3月末

● 消費者委員会食品表示部会(部会)における主な意見・質問

部会では、上記の資料に基づく消費者庁からの説明の後、審議がなされました。

主な議論の内容としては、総論的なものとしては、以下の通りでした。

・「すべての加工食品」を義務対象にする必要があるのか

→「国別重量順」で表示が原則であるが、実行可能性から困難な場合は、例外的に可能な表示により対応することで、(これまで表示されなかった情報が提供される点で)有効情報が消費者の商品選択に資する。また、個別の国名が分かっている食品のみを対象に規制することは、制度上あり得ない。前回の部会において、専門家委員会と重複する議論はしないことを確認。

・ルールが複雑で普及啓発により、消費者及び事業者に本当に理解されるのか

→どういう手段で普及・啓発するかではなく、どれだけ理解し活用されるかが重要で、客観的なモニタリングが必要と認識。

その他の質問や各論的な意見としては、以下の通りでした。

- ・中小企業の実行可能性の確保→パブコメを踏まえた適切な対応
- ・経過措置期間が短い→同上
- ・現行監視体制で立ち入り等の件数は?→年間約 3 万件で約 6%が指示
- ・災害等原料調達急変時の対応→これまでも実績としている臨時の措置を講じる。
- ・表示事項の増加に伴うスペースの問題(文字の大きさと情報量との関係)→他の表示事項も合わせて実態把握した上で検討
- ・「可能性表示」という表現は不適當→正式名ではないものの再考する。
- ・例外表示の根拠としての過去の産地別使用実績の表現を統一した方がよい→事情がそれぞれ異なるため柔軟にしたい。 等

2 審議を踏まえた座長の答申案に対する審議

今回の審議に関しては、基準案が示された最初の部会(3 月)において、座長である部会長(阿久澤良造 日本獣医生命科学大学学長)から「「中間とりまとめ」をまとめた検討会の議論のやり直しは、当部会に求められていることではない」との発言があり、部会としても最初の時点に遡った根本的な議論はしないという前提のもとで、主として懸念される各論に関して審議がなされてきました。ただし、7 月の部会においては、各論の議論が一通り終わった時点で若干「総論」の議論もなされました。

こうした経緯を経て、7 月の部会の最後に、座長から「次回の部会(8 月)において、部会長としての答申案を示し、それをたたき台とした審議をお願いする」旨の発言がありました。

部会長から示された答申案は以下の通りです。

構成は、「前文」、「前文中の「前提」の内容(別紙 1)」、「前文中の「(1) (2)」を受けた諮問された基準案の修正・追加内容(別紙 2)」及び「付帯意見」の 4 つから成っています。

ここで、「(赤字)」部分は、部会長からの趣旨説明内容になっていますので、参考にしてください。

(本件を検討する最初の部会(第 38 回)で、「本委員会へは諮問されてくる基準案に対し、懸念や疑問を十分に払拭できるものとなっているかの確認が求められている。また、消費者庁が事業者の実行可能性を見つつ考えられる基準案や実際の表示が、消費者が十分理解し有効活用できるかを見極めていくことが重要である。さらに、中間とりまとめをまとめられた検討会の議論のやり直しは、当部会に求められていることではない。」と発言。その後、これらを理解してもらった上で、議事進行に協力いただきつつ議論を進めてきた。このことを念頭に置いて、前回部会での総論に関する意見を参考にし、また、前回欠席だった 3 名の委員にも事務局を通じて意見を得た結果、制度導入に賛成する委員、導入自体は評価するという委員、導入はやむを得ないと考える委員が、多数を占めていると判断。その上で、各論の審議を通じて、制度運用が万全とまでは確認できなかった部分が残っているため、それらに対する対応要求を、制度導入を容認することの前提条件として記載した。前提条件は、別紙 1 に計 10 項目を記載。これまでの委員の懸念や意見を受けて、消費者庁は資料の修正や追記をしてきたが、同時に、今後、努力して期待に応える旨の発言も多くされた。)

◎ 前文

内閣府令

食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)の加工食品の原料原産地表示制度に係る規定及び別表の一部改正について、以下(1)(2)を除き、別紙1の1. ～ 10. の実施を前提として、諮問された改正案(別添)のとおりとすることが適当とする。

(1) 第 3 条第 2 項表1の五イの(ロ)の修正が必要である。

(2) 施行期日、経過措置、今般の一部改正による原料原産地表示の対象とならない製品の範囲に関する追記が必要である。

上記(1)(2)について、消費者庁の説明に基づき食品表示部会で議論し了承された修正方針を別紙2のとおり示すので、諮問された食品表示基準案を変更されたい。

また、消費者委員会の問題意識を別紙3のとおり、付帯意見として付す。

(別紙 1 では、最初に努力目標が必要であろうと考え、「消費者・事業者の理解状況に関する目標値の設定」を挙げた。答申書案に記載したとおり、この制度は、消費者の商品の合理的選択の確保から構想されており、消費者が表示の意味を正しく理解し活用しなければ、制度を導入する目的が達せられない。また、制度導入にあたっては、事業者が制度を正しく理解し、理解不足による誤表示が発生しないように、行政が十分に周知を行うことは必須である。この点については、全ての委員に賛同されると確信しているが、一方で、制度導入後、消費者・事業者の双方が十分に制度や表示を理解できるかという点について、今も疑念や不安を持っている委員がいると思う。今回、答申書案を考えるにあたり、制度導入を適当とするとしても、この疑念や不安を解消するための方策が絶対に必要であると思い、そのための一つの手段として、目標値の設定に関する項目を記載した。これは、以前の部会で受田委員から、効果判定ができる数値設定が必要との意見があり、その考え方をとりいれたものである。まずは、制度を導入する行政自身が、どの程度理解が進めば、この制度を導入する目的を達せられると考えているかを、目標値という形で明らかにし、その目標を達成するためには計画が必要になってくる。計画的に、今まで以上に積極的な広報活動を行っていくことが、現在、委員の皆さんが抱えている懸念や不安を払拭する助けになると考えた。)

◎ 諮問された食品表示基準案を適当とする前提条件(別紙 1)

＜消費者・事業者の理解状況に関する目標値の設定＞

1. 全ての加工食品に原料原産地表示を義務付ける制度は、消費者の商品の合理的選択の確保から構想されており、消費者が表示の意味を正しく理解し活用しなければ、制度を導入する目的が達せられない。また、制度導入にあたっては、事業者が制度を正しく理解し、理解不足による誤表示が発生しないよう十分に行政が周知を行うことは必須である。このため、消費者への普及・啓発、事業者への制度周知にあたっては、あらかじめ理解度等に関して達成すべき目標値を設定し、達成状況を適宜確認しつつ、周知活動を行うこと。

(「消費者への普及・啓発」については、前々回に消費者庁から紹介された調査結果によると、これま

での食品表示の理解度(理解度の数値として適切かどうかは別として、制度が新しくなったのわ知っているかの設問に対し)は 30%に満たないという状況で、その現状を踏まえれば、今までとは違った形の手法も取り入れて、行政がこれまで以上に真剣に普及・啓発に取り組む必要がある。各論の審議では、消費者庁から、国の直轄事業としては珍しいスーパーやコンビニでのチラシ配布といった、消費者に直接情報を届ける形での普及・啓発を実施するといった説明もあった。また、消費者向けの Q & A も作成した、制度への理解を深めてもらうといった説明もあった。それらの実現を始めとして、更に検討を重ねて効果的な普及・啓発に取り組むことは必須条件であると思う。)

<消費者への普及・啓発>

2. 消費者への普及・啓発にあたっては、従前の食品表示に関する消費者の理解が進んでいない現状も鑑み、新たな普及・啓発方法も取り入れて、目標達成に向け丁寧かつ十分に行うこと。

(「事業者への周知」については、渡邊委員、川口委員をはじめとして、多くの委員から、事業者への周知の重要性が意見として出された。それに対して消費者庁から各種説明会の実施や地方自治体との連携についての説明があり、農水省から、地方農政局に相談窓口を設置する予定との説明があった。前回、渡邊委員などから、監視が十分に行えるかと心配する前に、行政が事業者への周知を十分に行う方が先であり、非常に重要という意見があったが、周知が足りないばかりに制度理解が進まず、その結果、誤表示が発生して行政指導の対象となるといった構図は、絶対に避けるべきであり、全くその通りだと思う。行政の責任において、大手事業者だけでなく中小・零細事業者が制度を十分に理解することができる施策を実施し、事業者の理解不足に基づく誤表示が発生しないようにすることは、この制度を導入する行政の責務であると思うので、その趣旨で記載している。)

<事業者への周知>

3. 本制度は、事業者の規模に係わらず、国内で活動する全事業者に加工食品の原料原産地表示を義務付けるものであるため、事業者向けの周知にあたっては、説明会の開催のみにとどまらず、説明会に参加する時間が取りにくい中小・零細事業者にも十分に配慮した施策を実施すること。併せて、事業者が必要とする時に具体的な個別相談を行うことができる相談窓口を全国各地に常設するなどの対応も行い、事業者の理解不足に基づく誤表示が発生しないよう、事業者への周知を丁寧かつ十分に行うこと。

(「Q & A」については、消費者庁から一部の内容が示され、その内容について議論し、いろいろな修正意見が出された。また、当部会に示された内容だけでは足りないとの意見も出されており、消費者庁からは、今後、拡充を検討するという回答があったところである。これまでの審議の中で、委員からいろいろな具体的な修正提案が出されているが、それらの内容を個別に記述するより、部会での議論を踏まえて更に Q & A を拡充し、事業者が制度を誤って解釈しないように、判りやすくかつ的確な制度解説を行うことを条件にした方が、具体的には提案が出ていない部分も含めて、全体的に検討してもらえると判断し、このような記述とした。蒲生委員や川口委員などからの意見が出ている実績表示の変更提案についても、同様の趣旨で具体的には記載せず、今のような表現としている。)

<Q&Aの充実>

4. 食品表示部会での議論を踏まえてQ&Aを更に拡充し、事業者が制度を誤って解釈しないように、判りやすくかつ的確な制度解説を行うこと。特に、例外要件に当たるか否かの判断基準や、原料原産地表示の根拠資料の保管に関するルール、行政に対し説明が必要となる事項等を、明確に理解できる解説とすること。併せて、表示例の記載にあたっては、当該例示を参考に事業者が作成することとなる表示が、消費者の誤解を招かない内容となるよう、更に精査を行うこと。

(「経過措置期間中の周知状況に関する状況把握・分析」に関し、消費者の理解度については、経過措置期間中から調査・分析し、必要な対応を行っていくことは当然必要だが、経過措置期間中は、事業者への周知状況を把握することも極めて重要と思う。このため、経過措置期間中の、消費者・事業者双方の周知状況の把握との分析について、まとめて記述している。)

<経過措置期間中の周知状況に関する状況把握・分析>

5. 消費者庁が実施するとしている「周知状況を把握する調査」は、消費者のみならず事業者に対しても実施すること。経過措置期間中、毎年調査を実施し、周知状況の現状分析を行った上で、目標達成状況に応じて周知活動の追加実施や周知方法の変更を行うといった柔軟な対応を行うこと。

(「監視」については、これまでの審議で、監視は、故意に事実と違う表示を違う表示を行う悪質業者がいた場合に、その事実をいかに見抜けるかという点が重要との意見が数多く出された。また、そのためには、現時点でもっと監視の運用手順を具体的に詰めておく必要があるとの意見も出されている。消費者庁、農水省からは、現状の監視体制や状況に関する説明がこれまであり、この制度が導入されても、現状の監視体制の中で対応可能との説明があったが、現状の体制だけで足りるとする点には疑問があると考え委員は、今もいると思う。このような状況のため、施行の前提条件として、「監視体制をより一層強化するとともに、本制度の監視に関する運用を更に具体的に検討し、国・地方自治体が連携して不正表示を許さない制度運用を速やかに確立すること」としている。)

<監視>

6. 本制度の導入にあたっては、故意に実際と異なる表示を行った事業者がいた場合に、そのような不正表示を的確に把握し、当該事業者を処分できる監視体制と制度運用が整っていることが必須条件である。食品表示に関する監視体制をより一層強化するとともに、本制度の監視に関する運用を更に具体的に検討し、国・地方自治体が連携して不正表示を許さない制度運用を速やかに確立すること。

(今回の改正で「おにぎりのり」への原料原産地表示を義務化することに関連して、今後、同様の扱いをする品目が出てくる可能性があることと消費者庁が説明したことを受けて、品目選定のための定性を定めて公開するべきという意見があり、今後のためには重要と考えて記載した。)

<別表第十五(第三条、第十条関係)への品目の追加基準の明確化>

7. 今後、「おにぎりののり」のように別表第十五(従前の 22 食品群+4品目の原料原産地表示)に追加する品目を選定する場合の基準を明確化し、公表すること。

(「例外表示の検証」については、現状では、例外表示がどの程度の割合になるかが判らないため、制度を導入してみると、結果として例外表示が多くなってしまい、消費者が商品選択の際に、うまく表示を活用できないのではないかとといった意見がずっと出されている。原則である国別重量順位での表示が多くなれば、消費者が表示をみて誤認するのではないかと懸念も小さくなり、例外表示が増えれば、懸念も大きくなるということなので、表示がどの程度の割合で存在するかという現状把握していくべきで、例外の割合が相当程度に達する場合には、その要因についても分析していくことは重要と思い、この点につき記載した。)

<例外表示の検証>

8. 制度施行後、定期的に制度の原則である国別重量順表示と例外表示がどの程度の割合で存在するかを調査し、例外表示があくまで例外といえる割合にとどまっているか、例外の割合が相当程度に達する場合は、どのような原材料や製品で例外表示が多いかといった点を検証していくこと。

(「理解度調査」については、ほとんどの委員から必要との意見が出ている調査で、特に説明は不要と思うがね「経過措置期間終了後、消費者の理解度・活用度・表示に対する満足度などに関する調査を定期的実施し、現状分析を行うこと。この際、事業者へ寄せられた質問や意見等についても調査を実施し、現状分析に活用すること。」との記載をした。なお、経過措置期間中の消費者の理解度調査は、5.の周知状況に関する状況把握・分析の項目に記載しているため、この項目については経過措置期間終了後としている。)

<理解度調査の実施>

9. 経過措置期間終了後、消費者の理解度・活用度・表示に対する満足度などに関する調査を定期的実施し、現状分析を行い、その結果を公表すること。

この際、事業者へ寄せられた質問や意見等についても調査を実施し、現状分析に活用すること。

(経過措置期間終了後、一定の期間が経ったところで、8.の例外表示の検証や 9.の調査結果などに基づき制度導入の効果について検証を行い、必要に応じて制度の見直しを実施することは必要だと思う。消費者庁も見直しは行うと説明しているが、期限についてはね説明がなかった。前回の部会で宗林委員や澤木委員から意見があったように、一定の期限を切っておく必要があると思うので、2人の意見に沿って、平成 34 年 4 月 1 日から 2 年後を目途とする期限を記述した。)

<制度の見直し>

10. 経過措置期間終了から 2 年後を目途として、各種調査結果等に基づき制度導入の効果について検証を行い、必要に応じて制度の見直しを実施すること。

(下記については、(1)が、可能性表示で重量割合が 5%未満の場合に、5%未満と記載する対象が

ら「その他」の表示を除くことについての記述。(2)は、経過措置期間の修正。どちらも各論の審議の中で了承されているため、消費者庁案での変更・追記について、記載している。)

◎ 諮問された食品表示基準案のうち、修正・追加を行うべき内容(別紙 2)

(1) 第 3 条第 2 項表 1 の五イの(ロ)

一定期間使用割合が 5 パーセント未満である対象原材料の原産地について、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が 5 パーセント未満である旨の表示を義務付けるが、第 3 条第 2 項表 1 の四の規定に基づく「その他」の表示に対しては、当該表示を義務付けない。

(2) 施行期日、経過措置、今般の基準改正による原料原産地表示の対象とならない製品の範囲

施行は今回の食品表示基準の一部改正に係る公布の日からとし、経過措置期間は府令の施行の日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。

また、今回の食品表示基準の一部改正にかかる施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品は、従前の食品表示基準の例によることができる。

(下記は、委員から出された意見のうち、今後の表示に関することや、本制度に係わる事項のうち、前提条件というより付帯意見とした方がよいものを記載している。)

◎ 付帯意見(別紙 3)

1. 義務表示の増加に伴い、製品上に表示する文字がかなり小さくなっている。

加工食品の原料原産地表示も含めて、今後、義務化される表示が増えれば、状況は更に深刻化し、消費者が安全性に係わる表示を見落としてしまう要因にもなりかねない。現在の食品表示は製品上への表示が対象であるが、インターネットでの表示を表示制度の枠組みに組み入れて活用する方策検討も含めて、今後、表示の在り方や食品表示間の優先順位について総合的に検討すべきである。

2. 加工食品の原料原産地表示制度は、国際的にはほとんど類例のない制度となるため、制度施行後の海外との商取引に影響がでないように、各国からの質問等があった場合には、引き続き、丁寧に制度に関する説明を実施することを望む。

3. 食品表示部会に対して諮問案への変更点として消費者庁が提示した「附則 第 3 条」については、経過措置に関する条文の次に記述されていることもあり、一読しただけでは『施行の際に』加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品は表示義務の対象とならないことに気づきにくい。経過措置満了の際に製造過程にあれば表示義務を課されないといった誤った解釈がされないよう、基準案の修文、もしくは Q & A 等での丁寧な解説を望む。

3 最終的な答申書の内容

上記の審議を踏まえ、座長に一任された答申書の最終版が平成 29 年 8 月 10 日付けで答申されました。その内容は、以下の文章が記されたものとなっています。

◎ 前文

内閣府令

食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)の加工食品の原料原産地表示制度に係る規定及び別表の一部改正について、以下(1)(2)を除き、別紙1の1～10. の実施を前提として、諮問された改正案(別添)のとおりとすることが適当とする。

(1)第 3 条第 2 項表1の五イの(ロ)の修正が必要である。

(2)施行期日、経過措置、今般の一部改正による原料原産地表示の対象とならない製品の範囲に関する追記が必要である。

上記(1)(2)について、消費者庁の説明に基づき食品表示部会で議論し了承された修正方針を別紙2のとおり示すので、諮問された食品表示基準案を変更されたい。

また、消費者委員会の問題意識を別紙3のとおり、付帯意見として付す。

なお、本件の審議では、本制度において「例外表示」が消費者の誤認を招かず、商品選択に十分活用されるものとなるか、帳簿検査といった社会的検証が監視方法の中心となる本制度で、不正表示を故意に行う事業者がいた場合に、その事実を的確に把握できるかなどについて、多くの懸念・疑念が示された。それに対して消費者庁及び農林水産省から、制度導入後の制度運用に関し様々な説明がなされ、一定の評価をされたことから本答申を発出するに至った。但し、本制度が新たな制度であることや、上述のとおり多くの懸

念・疑念が示された審議経過を踏まえ、本答申には多くの前提条件や付帯意見を付している。

制度施行後、消費者委員会は、本答申に付けた前提条件や付帯意見に対する対応状況について、確認を行っていく所存である。

◎別添

【諮問された食品表示基準案を適当とする前提条件】

＜消費者・事業者の理解状況に関する目標値の設定＞

1. 全ての加工食品に原料原産地表示を義務付ける制度は、消費者の商品の合理的選択の確保から構想されており、消費者が表示の意味を正しく理解し活用しなければ、制度を導入する目的が達せられない。また、制度導入にあたっては、事業者が制度を正しく理解し、理解不足による誤表示が発生しないよう十分に行政が周知を行うことは必須である。このため、消費者への普及・啓発、事業者への制度周知にあたっては、あらかじめ理解度等に関して達成すべき目標値を設定し、達成状況を適宜確認しつつ、周知活動を行うこと。

＜消費者への普及・啓発＞

2. 消費者への普及・啓発にあたっては、従前の食品表示に関する消費者の理解が進んでいない現

状も鑑み、消費者向けQ & Aの作成などの新たな普及・啓発方法も取り入れて、目標達成に向け丁寧かつ十分に行うこと。

＜事業者への周知＞

3. 本制度は、事業者の規模に係わらず、国内で活動する全事業者に加工食品の原料原産地表示を義務付けるものであるため、事業者向けの周知にあたっては、説明会の開催のみにとどまらず、説明会に参加する時間が取りにくい中小・零細事業者にも十分に配慮した施策を実施すること。併せて、事業者が必要とする時に具体的な個別相談を行うことができる相談窓口を全国各地に常設するなどの対応も行い、事業者の理解不足に基づく誤表示が発生しないよう、事業者への周知を丁寧かつ十分に行うこと。

＜事業者向けQ & Aの充実＞

4. 食品表示部会での議論を踏まえてQ & Aを更に拡充し、事業者が制度を誤って解釈しないように、判りやすかつ的確な制度解説を行うこと。特に、例外要件に当たるか否かの判断基準や、原料原産地表示の根拠資料の保管に関するルール、検査時に説明を求められる事項等を、明確に理解できる解説とすること。併せて、Q & Aへの表示例の記載にあたっては、当該例示を参考に事業者が作成することとなる表示が、消費者の誤解を招かない内容となるよう、更に表示例の精査を行うこと。

＜経過措置期間中の周知状況に関する状況把握・分析＞

5. 消費者庁が実施するとしている「周知状況を把握する調査」は、消費者のみならず事業者に対しても実施すること。経過措置期間中、毎年調査を実施し、周知状況の現状分析を行った上で、目標達成状況に応じて周知活動の追加実施や周知方法の変更を行うといった柔軟な対応を行うこと。

＜監視＞

6. 本制度の導入にあたっては、故意に実際と異なる表示を行った事業者がいた場合に、そのような不正表示を的確に把握し、当該事業者を処分できる監視体制と制度運用が整っていることが必須条件である。食品表示に関する監視体制をより一層強化するとともに、本制度の監視に関する運用を更に具体的に検討し、監視に係る指針・手順書等の作成を行い、国・地方自治体が連携して不正表示を許さない制度運用を速やかに確立すること。

＜別表第十五(第三条、第十条関係)への品目の追加基準の明確化＞

7. 今後、「おにぎりのり」のように別表第十五(従前の 22 食品群+4品目の原料原産地表示)に追加する品目を選定する場合の基準を明確化し、公表すること。

<例外表示の検証>

8. 制度施行後、定期的に制度の原則である国別重量順表示と例外表示がどの程度の割合で存在するかや、例外表示が多く使用される原材料や製品群については、例外表示を行っている事情等について調査し、検証を行うこと。

<理解度調査等の実施>

9. 経過措置期間終了後、国別重量順表示と例外表示に分けて加工食品の原料原産地表示に係る消費者の理解度・活用度・表示に対する満足度などに関する調査を定期的の実施するとともに、本制度に係る事業者のコストなどの負担状況について調査し、それぞれ現状を分析の上、その結果を公表すること。また、事業者に寄せられた消費者からの質問や意見等についても調査を実施し、消費者に係る現状分析に活用すること。

<制度の見直し>

10. 今回の原料原産地表示制度は、「全ての加工食品」を対象にしたことにより、事業者の実行可能性を担保するために複雑な制度となっている。また、消費者に提供する情報量の拡大というメリットがある一方で、中小事業者への負担増、食品産業の競争力の低下などのデメリットが生じる恐れもある。このことから、経過措置期間終了から2年後を目途として、上記8. 9. の調査を含む各種調査結果等に基づき、表示に対する消費者ニーズの変化状況や事業者の状況等を確認し、制度導入の効果について検証を行い、必要に応じて、制度の拡大や廃止も含めて、幅広く見直しを実施すること。

(以上、平成29年8月15日現在)